

○夕張市建設工事等指名競争入札参加者指名基準

(目的)

第1条 この基準は、夕張市が行う建設業法第2条第1項に規定する建設工事及び建設工事の設計、測量又は地質調査その他建設工事に関連する調査等の委託業務に係る指名競争入札(以下「指名入札」という。)に参加する者の指名に必要な事項を定め、指名入札の厳正かつ公正な執行を図ることを目的とする。

(建設工事の指名基準)

第2条 建設工事の指名入札を行う場合においては、当該建設工事の種別が別表第1の設計額に対応する等級(以下「格付等級」という。)に格付された者(以下「有資格者」という。)の中から、指名入札に参加する者を指名しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、当該格付等級の直近上位又は下位の格付等級に属する有資格者を指名することができる。

- (1) 災害その他の理由により緊急に施工する必要があるとき
- (2) 当該格付等級に該当する有資格者がいない又は僅少であるとき
- (3) その他夕張市建設工事等競争入札指名委員会(以下「指名委員会」という。)が特に必要と認めるとき

3 前2項の規定による指名に当たっては、別表第2に掲げる項目に留意して選定するとともに、指名が特定の有資格者に偏しないように指名しなければならない。

(建設工事の設計、測量又は地質調査その他建設工事に関連する調査等の委託業務の指名基準)

第3条 建設工事の設計、測量又は地質調査その他建設工事に関連する調査等の委託業務の指名入札に参加する者を指名するときは、別表第3に掲げる項目に留意して指名するとともに、特定の有資格者に偏しないようにしなければならない。

(指名の特例)

第4条 専売特許その他の特別の技術、資材等を要する契約については、この基準によらないで指名することができる。

別表第 1 (第 2 条関係)

格付 工種	A		B		C	
		指名数		指名数		指名数
土木一式工事	7,000 万円 以上	6	2,500 万円以上 7,000 万円未満	5	2,500 万円 未満	4
建築一式工事	8,000 万円 以上	6	4,500 万円以上 8,000 万円未満	5	4,500 万円 未満	4
電 気 工 事	4,000 万円 以上	5	900 万円以上 4,000 万円未満	4	900 万円 未満	3
管 工 事	4,000 万円 以上	5	900 万円以上 4,000 万円未満	4	900 万円 未満	3
解 体 工 事	7,000 万円 以上	5	2,500 万円以上 7,000 万円未満	4	2,500 万円 未満	3
そ の 他 工 事	3,000 万円 以上	5	800 万円以上 3,000 万円未満	4	800 万円 未満	3

別表第2(第2条関係)

建設工事の指名に関する留意事項

1 不誠実な行為の有無	次の事項に該当する場合は指名しないこととする。 (1) 夕張市建設工事等指名停止措置要領の規定に基づく指名停止期間中であるとき。 (2) 夕張市発注工事に係る請負契約に関し、工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置請求に請負者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実であり、当該状態が継続していることから請負者として不適当であると認められるとき。 (3) 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確であるとき。 (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準じるものとして、関係行政機関から通報があり、当該状態が継続している場合等明らかに請負者として不適当であると認められるとき。
2 経営状況等の信用状態	手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である場合は指名しないこととする。
3 工事成績の良否	市が既に発注した工事の工事实績が優良であるかどうかを総合的に勘案することとする。
4 手持ち工事の状況	工事の手持ち状況からみて当該工事を施工する能力があるかどうかを総合的に勘案することとする。
5 技術者の状況	発注予定工事種別に応じ、当該工事を施工するに足りる有資格技術職員が確保できると認められること。
6 当該工事の施工についての技術的適性	(1) 当該工事と同種工事について施工実績があること。 (2) 当該工事の施工に必要な施工管理、品質管理等の技術水準と同程度と認められる技術的水準の工事の施工実績があること。 (3) 地形、地質等自然条件、周辺環境条件等当該工事の作業条件と同等と認められる条件下での施工実績があること。
7 安全管理及び労働福祉の状況	次の事項に該当する場合は指名しないこととする。 (1) 夕張市発注工事について、安全管理の改善に関し、労働基準監督機関からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって明らかに請負者として不適当であると認められるとき。 (2) 賃金不払いに関して、労働基準監督機関から通報があり、当該状態が継続している場合であって明らかに請負者として不適当であると認められるとき。
8 地理的条件	夕張市内における本店又は支店若しくは営業所での工事实績からみて、夕張市内における工事の施工特性に精通し、工種及び工事規模等に応じて当該工事を確実かつ円滑に実施できる体制が確保できるかどうかを総合的に勘案すること。
9 同一年度における指名回数の多寡	当該会計年度における指名及び受注の状況を総合的に勘案すること。

別表第3(第3条関係)

建設工事の設計、測量又は地質調査その他建設工事に関連する調査等の指名に関する留意事項

1 不誠実な行為の有無	次の事項に該当する場合は指名しないこととする。 (1) 夕張市建設工事等指名停止措置要領の規定に基づく指名停止期間中であるとき。 (2) 夕張市発注業務に係る委託契約に関し、委託契約書に基づく業務関係者に関する措置請求に受託者が従わないこと等委託契約の履行が不誠実であり、当該状態が継続していることから受託者として不適当であると認められるとき。 (3) 一括再委託、再委託金の支払遅延等について、関係行政機関からの情報により受託者の再委託契約関係が不適切であることが明確であるとき。 (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団員が実質的に経営を支配する企業又はこれに準じるものとして、関係行政機関から通報があり、当該状態が継続している場合等明らかに請負者として不適当であると認められるとき。
2 経営状況等の信用状態	手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である場合は指名しないこととする。
3 発注する業務に応じた業務経歴の有無	当該業務と同種の業務について実績があるかどうかを総合的に勘案すること。
4 技術職員の経験及び能力	発注予定業務種別に応じ、当該業務を遂行するに足りる有資格技術職員が確保できると認められること。
5 地理的条件	夕張市内における業務実績からみて、夕張市内における業務の特性に精通し、業種及び業務規模等に応じて当該業務を確実かつ円滑に実施できる体制が確保できるかどうかを総合的に勘案すること。
9 同一年度における指名回数の多寡	当該会計年度における指名及び受注の状況を総合的に勘案すること。